

平成30年度第2回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：平成30年10月12日（金）

午前9時30分～10時45分

場所：本館2階 特別会議室

日程第1 諮問事項について

学校徴収金システムの構築について 【子ども未来創造局学校生活支援課】

【概要】

学校給食費、学用品費等、学校負担の大きい学校の徴収金事務について、各学校で処理方法が異なっていたものを、学校事務センターに集約した上で効率的に処理していくため、新たに学校徴収金システムを構築する。

このシステム構築に関して、箕面市個人情報保護条例第11条の「情報システムを利用し、保有個人情報を利用しようとするとき」に該当するため、審議会へ諮問するものである。

【質疑応答】

委：学校事務センター（以下、「事務センター」という。）で勤務する職員は市の職員になるのか。

市：現在各学校に配置されている事務担当者を集め、事務センターで処理させる予定である。職員は正規職員である。

委：事務処理はどこで行うのか。

市：別館3階に事務センターを設置する予定であり、この場所に常駐し、事務処理を行う。

委：事務センターに配置される職員は何人になるのか。

市：現在事務担当者を2名配置している学校が9校あり、2名配置校からの集約を考えている。人数は、必要に応じて調整する。

委：入力作業は学校で行うのか、それとも事務センターで行うのか。

市：学校での事務を減らし、事務センター内で集約して効率的に行うため、事務センターで行う。

委：庁内整理番号というのは一人一人に新しく割り振られるものか。

市：既にシステムで保有している庁内整理番号を使用する。

委：p5にある他のシステムとの外部連携については、現状は手動作業になると思うが、いずれはオンラインで取り込む可能性はあるか。

市：可能性はある。

委：オンラインで取り込む際には、制度上、別組織から別組織への情報連携となるので、もう一度何らかの形で、委員に説明した方がよいと思う。

委：他のシステムから得た個人情報の他、新たな個人情報が生成されることはあるのか。交渉記録などの情報は蓄積されるのではないか。

市：学校徴収金システム上で扱う情報は配付資料に記載している情報のみである。交渉記録等は蓄積される。

委：実際に保護者と徴収関係の交渉をするのは誰になるのか。

市：基本的には事務センター職員が行う。

委：交渉が継続している間は情報を保持しておくと思うが、例えば卒業等で不要になった情報は誰がどこで確認し消去するのか。

市：基本的には卒業した児童生徒情報は、システムから消去する。事務フローの中で出納閉鎖という事務があり、年度決済を行い、未納かどうかの判断を事務センター職員が行う。

委：交渉記録はセキュアにしておくべき情報だと思われるので、この取扱いをどうするかを考えていくべきである。

委：未納がある限り、他市に転出するとしても不納欠損とするまでは情報が残ることになるが、どのような場合に不納欠損とするのか。

市：不納欠損とする場合は法的な手続きに則って行う。

委：箕面市は債権管理条例というのはないのか。

事：そのような条例はない。既に徴収している学校給食費等における方法や、個人情報を何年間保存しておくのかなど、運用に関しては再度整理する。

委：最初は、口座振替情報を手入力すると思われるが、入力するデータはどこから入手し、どうやって手入力するのか。

市：保護者が提出した口座振替依頼書に基づいて、事務センター内で入力する。データを出し入れする作業はセキュリティの確保された情報管理室内で行う。

委：p 3のデータの外部取り込みはどのように行うのか。

市：データの取り込みは情報管理室内で、共有フォルダを介して担当課から受け取る予定である。

委：p 3のデータは箕面市の基幹系システムのデータもあり、p 4は教育委員

会側システムのデータとなるが、その情報のやりとりはどちら側の人間が取り扱うのか。

市：基幹系システムを所管している職員に依頼し、データを移す予定である。

委：p2の銀行からの口座振替結果はどのように受け取るのか。

市：今のところは媒体に入れて手渡しすることを考えているが、将来的には、セキュアな環境を確保した上で電送することも視野に入れて検討中である。現在は、物理的に媒体を手渡ししている。

委：頻度はどれくらいか。

市：月に一回程度データをもらう。対象銀行は三行（さんこう）である。

委：保護者への事前告知等はどのように行うのか。

市：準備が整い次第、保護者には運用について説明する予定である。

委：事務センターを設置することで、今後、徴収以外の学校事務についても集約していくことになるが、徴収以外にも集約した方がよい事務はあるのか。

市：予算の執行支払い等、集約すると効率的な学校事務については、事務センターに集約することを検討している。

委：事務センターで徴収事務を行うことになった後は、学校では現金の取扱いはなくなるのか。

市：基本的には学校での現金の取扱いを減らし、事務センターで行いたいと考えている。

委：p2の業務フローに現金払いと書いてあるが。

市：学校でしかできない事務はどのような事務か、現金払いでどのようなパターンがあるか等、現在検討している。可能な限り現金を扱わない業務フローを考えている。

委：例えば破産等、社会的な理由で口座を作れない方はどうなるのか。

市：就学援助制度（給食費、教材費等）もあり、連携して対応していく。

委：就学援助は必要ないが、口座が作れないという方もいる。

委：コンビニから現金振込等もできるかもしれない。いずれにしろ、p2の業務フローを見ると、現金払いは残ると思う。

委：現行の箕面市の基幹系システムはいずれクラウド化していく。これに伴い、別の執行機関である教育委員会のシステムとして学校徴収金システムもクラウド化するとなれば、箕面市庁舎から別の場所に移ることになるので、そ

の場合どうするのか事前に計画しておいた方がよい。

委：現在はp 3の情報を学校はどのように入手してるのか。

市：現在は紙ベースで教育委員会から情報をもらっている。

<担当課室退出後>

委：箕面市と教育委員会は別の執行機関であるため、箕面市から教育委員会へ個人情報を出す場合は外部提供になる。

事：外部連携するシステムのうち、①学齢簿システム情報、②就学援助システム情報については同じ教育委員会の組織である学校生活支援課が収集している情報である。

(※③生活保護システムの外部提供については、本人(保護者)から同意書をもっている)

委：徴収金システムの利用は自治体ではよくある話で、長野県などでは、県内すべての市で一つのシステムを共有しているところもある。行政システムと比べ、教育系のシステムが遅れていることはよくある問題なので、積極的に取り組んでいくべきだと思う。

委：現金に関する事務を事務センターで集約して、教員の仕事負担が軽減されることはよいことである。

委：現状では徴収金については教員が保護者と直接話をしているのか。

委：事務職員が行うこともある。滞納などの経緯を追いかけていくのに何年もかかることもある。学校側も把握する方がよいかもしれない。

委：システムを作る目的は賛成だが、教員は各生徒の生活環境をよく知っておく必要があり、徴収事務を効率化することで信頼関係が希薄になっていくのではという心配はある。事務センターに任せきりではなく、学校としても積極的に見守り・協力をしていくべきだと思う。

委：新しいシステムで得られた情報を学校側にフィードバックすることはあるのか。

事：事務センターと学校で完全に切り分けをするのではなく、連携していくものであると思うため、学校とどのように情報連携するか、担当課に確認しておく。

委：事務負担が減った分、生徒と向き合う時間を増やすなどの方向にしていきたい。

【答申】

本件は「妥当である」と答申する。

日程第2 報告事項について

特定個人情報保護評価の再実施に係る第三者点検について

【総務部総務課】

【概要】

国は最低でも年に1度、「法令改正」と「情報提供ネットワークシステムの拡大整備」を行っており、これらに対して自治体は裁量なく内部システムを改修し、特定個人情報保護評価（PIA）の変更（再実施）を行わなければならない。この法令改正によって、平成29年度第3回審議会では、特定個人情報保護評価（PIA）書の変更が必要となったが、変更箇所が「重要な変更とする記載項目」に該当したため「PIAの再実施」として、箕面市特定個人情報保護評価実施要綱第8条に基づき、第三者点検を行った。

しかし、法令改正に伴うPIA評価書の変更は市の裁量がない上、国の個人情報保護委員会の指針では、「誤字脱字の修正、組織の名称、所在地、法令の題名等の形式的な変更又は個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更は、重要な変更にあたらぬ。」としていることから、今後、法令改正によるPIA評価書の変更については、国の指針に準じて「形式的な変更」とし、審議会による第三者点検は実施しないこととする。

日程第3 その他

次回定例開催日は、定例では平成30年11月9日（金）に開催予定。開催する場合は、10月26日（金）までにご連絡する旨を確認した。